

○東温市ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱

(平成 28 年 3 月 30 日告示第 82 号)

改正 平成 29 年 3 月 30 日告示第 37 号 平成 29 年 9 月 1 日告示第 100 号  
平成 30 年 3 月 29 日告示第 29 号

(目的)

第 1 条 この告示は、ゼロ・エネルギー・ハウスを導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、住宅の省エネルギー化による地域の低炭素化を推進し、地球温暖化防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「ゼロ・エネルギー・ハウス」とは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより、年間一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下となるもののうち、国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版 BELS）において、一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であり、強化外皮基準（UA 値）が  $0.6\text{W}/\text{m}^2\text{K}$  以下という評価・認証を受け、かつ、評価通りに施工した住宅（以下「ZEH」という。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、市内に ZEH を導入し、当該 ZEH に居住する者で、市税等を滞納していないものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、20 万円（定額）とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、当該 ZEH に居住し始めてから 6 月以内に、東温市ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付申請書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補

助金の交付を決定し、申請者に東温市ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 交付が不相当と認められる場合には、東温市ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。  
（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、東温市ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（手続の代行）

第8条 申請者は、第5条に規定する申請その他の手続について、第三者（以下「手続代行者」という。）にこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続を誠意を持って実施するものとする。
- 3 市長は、手続代行者がこの告示に規定する手続を偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を停止することができるものとする。

（処分の制限）

第9条 補助事業者は、当該補助金により取得した設備及び住宅について、補助金受領日から6年以内に廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ東温市ゼロ・エネルギー・ハウス処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、東温市ゼロ・エネルギー・ハウス処分承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。
- (補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第 12 条 市長は、申請者に対し、必要に応じて当該住宅のエネルギー使用量の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日告示第 37 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 1 日告示第 100 号)

この告示は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日告示第 29 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略